

高島市インターンシップ 受入促進事業補助金

高島市内事業者の人材確保を応援します！

大学生等のインターンシップの受入れを行う市内事業者に対し、受入れにかかる経費を補助します。

対象者	以下の要件を全て満たす者 ・市内事業所においてインターンシップを実施する者 ・市税その他市の徴収金に滞納がない者
対象事業	以下の要件を全て満たす事業 ・高島市内の事業所等で実施されるインターンシップであること ・実施期間が5日以上であること ・労働関係法令が順守されたものであること ・補助金の交付申請を行った年度中に事業が完了すること (※ R3 年4月以降に実施された事業が対象となります。)
対象経費	インターンシップにおいて、補助対象者が負担する以下の費用 ・旅費 ・宿泊費(※ 食費は対象外となります。) ・インターンシップ保険料
申請期限	令和 4年 2月28日(月) (※ 予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。)
補助率	1/2以内 (※インターンシップを実施した大学生等1人当たり15,000円を上限とします。)

申請方法

以下の書類を高島市役所商工振興課へ提出してください。

【交付申請】

- ・補助金等交付申請書
- ・事業実施計画書
- ・補助対象経費内訳書
- ・その他参考となる資料

【実績報告】

- ・補助金実績報告書
- ・事業実績報告書
- ・補助対象経費の積算根拠
- ・インターンシップを実施したことを証する書類

※ 各様式は、高島市ホームページ(7月公開予定)よりダウンロードしてください。

問合せ先

高島市役所 商工観光部 商工振興課

TEL:0740-25-8514 FAX:0740-25-8156